

ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約」)は、Ymatic 株式会社(以下「当社」)が提供するアプリケーションソフトウェア(以下「本ソフトウェア」)の使用条件を定めるものです。使用者(定義は第 2 条参照)が本ソフトウェアをインストールまたは使用した時点で、本契約に同意したものとみなされます。

第 1 条(目的)

本契約は、本ソフトウェアの使用条件を明確にし、当社の知的財産権の保護および使用者の適正な利用を図ることを目的とします。

第 2 条(定義)

本契約において、次の各号の用語は、各号に定める意味を有します。

- 1.「使用者」: 本ソフトウェアを正規に購入した法人・団体または個人。
- 2.「部署」: 使用者の組織内における特定の部局(部・課・室・センター・グループ等の呼称を含む)で、当該本ソフトウェアの導入申込みを行った組織単位。
- 3.「部署構成員」: 当該部署に所属し、その指揮監督下にある者(正社員・契約社員・派遣・業務委託を含む)。
- 4.「他部署」: 当該部署以外の、使用者の同一法人内の組織単位。
- 5.「第三者」: 使用者および当社以外のすべての者(関連会社、取引先、外部委託先を含む)。

第 3 条(使用許諾)

1. 当社は、使用者に対し、本契約の条件に従い、本ソフトウェアを使用する非独占的かつ譲渡不能の権利を許諾します。
2. 使用者は、有償で本ソフトウェアを購入した場合、当該「部署」内において、インストール台数および利用者数の制限なく本ソフトウェアを使用できます。
3. 本条の許諾は「部署構成員」に限られます。
4. ただし、当社が事前に書面(電子メールを含む)で許可した場合に限り、当該許可の範囲・期間・利用者に従って「他部署」での利用を認めます。

第4条(知的財産権)

1. 本ソフトウェアおよび付随資料に関する著作権その他の知的財産権は、当社または正当な権利者に帰属します。
2. 本契約に基づく使用許諾は、本ソフトウェアの所有権移転を意味しません。

第5条(複製・配布)

1. 使用者は、インストールまたはバックアップ目的に限り、本ソフトウェアを複製できます。
2. 前項の複製物は、当該「部署」内での利用に限り配布できます。
3. 当社の事前の書面許可がある場合に限り、その許可の範囲内で「他部署」への配布を認めます。
4. 関連会社・取引先・外部委託先等の第三者への頒布、配布、貸与は禁止します。

第6条(禁止事項)

使用者は、次の各号の行為を行ってはなりません。

1. 本ソフトウェアの改変、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル
2. 第三者に対する再配布、販売、貸与、譲渡、サブライセンスの付与
3. 当社の事前許可に基づかない「他部署」での利用または配布、ならびにインターネットその他を通じた公衆送信(社外共有フォルダ等への掲載を含む)
4. 当社の権利を侵害する一切の行為

第7条(部署外・全社利用への拡張)

部署横断・全社利用、または関連会社を含む利用を希望する場合は、当社所定の追加許諾(サイトライセンス等)の締結、または当社の別途書面許可が必要です。

第8条(アップデート・アップグレード)

1. 当社は、必要に応じて本ソフトウェアの修正、アップデートまたはアップグレードを提供することがあります。
2. 旧タイプ／旧バージョンに対する不具合修正・新機能提供は最新版を優先し、旧版については当社の合理的に可能な範囲での対応に限られる場合があります。

第 9 条(サポート)

本ソフトウェアのサポートは、別紙「Ymatic 製アプリケーションソフトシステム要件及びサポート要件」に従います。

第 10 条(動作環境)

本ソフトウェアの動作環境は、別紙「Ymatic 製アプリケーションソフトシステム要件及びサポート要件」に従います。

第 11 条(保証および免責)

1. 本ソフトウェアは「現状有姿」で提供され、当社は、仕様通りの動作、バグ・不具合の不存在、特定目的への適合性等について一切の保証を行いません。
2. 本ソフトウェアの使用または使用不能に起因して使用者に生じたいかなる損害（データ損失、業務中止、逸失利益、間接・付随・特別損害を含む）についても、当社は責任を負いません。
3. ただし、強行法規により当社の責任制限が無効とされる範囲を除き、当社が責任を負う場合であっても、賠償額の上限は使用者が当該ソフトウェアに対して実際に支払った対価額とします。

第 12 条(法令遵守・輸出管理)

使用者は、本ソフトウェアの使用に関し、適用法令および輸出入関連法規を遵守するものとします。

第 13 条(個人情報等の取扱い)

当社が個人情報を取得・利用する場合、その取扱いは当社のプライバシーポリシーによります。

第 14 条(契約の終了)

使用者が本契約に違反した場合、当社は通知なく本契約を解除し、使用者は直ちに本ソフトウェアおよび複製物の使用を停止・破棄するものとします。

第 15 条(契約の変更)

当社は、合理的と判断する場合に本契約を改定することができ、改定後の内容は当社ウェブサイトへの掲載等の方法により公表された時点で効力を生じます。

第 16 条(準拠法・合意管轄・言語)

1. 本契約は日本法に準拠します。
2. 本契約に関して生じた紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本契約は日本語を正本とし、翻訳版が作成された場合でも、日本語版が優先します。

第 17 条(分離可能性・完全合意)

本契約のいずれかの条項が無効または執行不能と判断された場合でも、その他の条項は継続して完全な効力を有します。本契約は、本ソフトウェアの使用に関する当社と使用者間の完全な合意を構成します。

以上

制定日 : 2023.5.1 改定日 : 2025.7.18

Ymatic 株式会社